

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 NAVI 「日・イタリア物品役務相互提供協定」
著者 / 所属	佐久間 悅 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	474 号
刊行日	2025-4-14
頁	104-107
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／03-5521-7686（直通））。

日・イタリア物品役務相互提供協定

1. 署名に至る経緯

2025年2月25日、「日本国とイタリア共和国の間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定」(略称：日・イタリア物品役務相互提供協定)の締結に係る承認案件(閣議第8号)が国会に提出された。

イタリアは近年、インド太平洋地域に対する安全保障面での関与を強化している¹。我が国との関係においても、両国は基本的価値を共有している同志国であるとされ、2023年1月の日伊首脳会談で両首脳は、「戦略的パートナー」に格上げすることで一致した。また、英国を含めた日英伊3か国による戦闘機の共同開発(グローバル戦闘航空プログラム(GCAP))が進められているほか、イタリア海軍の空母カブールが海上自衛隊等との共同訓練の機会を捉えて、横須賀地区へ寄港する²など、安全保障分野における協力が深化してきている。

このように日伊両国間の安全保障面での協力が拡大している中において、2024年6月、G7 プーリア・サミット出席のため、同国を訪問した岸田文雄内閣総理大臣(肩書は当時。以下同じ。)は、同国のメローニ首相と懇談を行い、両首脳は物品役務相互提供協定(いわゆるACSA)の交渉を開始することで一致した。これを受け交渉が開始され、その結果、同年10月に実質合意に至り、翌11月25日、ローマにおいて岩屋毅外務大臣とクロセット国防大臣が同協定に署名した。

2. 日伊ACSAの概要

(1) ACSAの概要

ACSAは、締約国の軍隊(我が国の場合自衛隊)の部隊の間における、物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする協定である。我が国はこれまで、米国、豪州、英国、カナダ、フランス、インド、ドイツの7か国とACSAを締結しており、イタリアは8か国目の相手国となる。

米国とのACSAは、他の締約国とのACSAにはない活動が対象となるなど、他の相手国とのACSAとは異なる内容が含まれるが、我が国が締結してきたACSAはお

¹ 例えば、2024年6月に発表された「日伊アクションプラン(2024-2027)」では、「日本への寄港を含め、インド太平洋におけるイタリアの関与の増大に伴い、安全保障分野における更なる二国間協力と共同活動の方途を探求する。」とされている(〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100684781.pdf>〉(以下、いずれも2025.3.28最終アクセス))。

² 空母カブールではF-35B戦闘機が運用されており、同様にF-35Bを運用するための改修等が実施されている「いすゞ」型護衛艦を保有する海上自衛隊の自衛艦隊司令部幕僚等が、カブールに乗艦しF-35Bの運用態勢について学ぶ機会を得るなどしている(自衛艦隊ウェブサイト〈<https://www.mod.go.jp/msdf/sf/news/2024/08/0826-1.html>〉)。

おむね同じ内容となっている³。本協定についても、米国を除く各国と我が国がこれまで締結してきたACS Aの内容と、おおむね同じ内容である。

ACS Aが定める主な内容は、協定による物品・役務の提供の対象となる締約国軍隊の活動、提供される物品・役務の区分、決済手続、協定の発効、効力の延長及び終了に係る条件等である。

また、本協定締結の意義について政府は、自衛隊とイタリア軍の共同訓練や国際の平和と安全に貢献する活動等において、自衛隊とイタリア軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与することや、日伊間の防衛協力が進展する中、本協定により、両国の共同活動の促進が期待されることを挙げている。

(2) 対象となる活動

第1条では、本協定の下で物品・役務の提供が実施される活動の種類が規定されている。具体的には、①自衛隊とイタリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練、②国際連合平和維持活動（いわゆる国連PKO）、国際連携平和安全活動（いわゆる非国連統括型PKO）、人道的な国際救援活動又は日本、イタリア若しくは第三国との領域における大規模災害への対処のための活動、③外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送、④連絡調整その他の日常的な活動（艦船、航空機による相手国内の施設への訪問を含む）、⑤締約国の国内法令で物品・役務の提供が認められるその他の活動の5種類が規定されている。

このうち⑤については、我が国が締結済みのACS Aと同様、①から④のいずれにも該当しないが、日伊各の法制度の中で、締約相手国に対し物品・役務の提供を認めている活動を指す。我が国の場合、重要影響事態における後方支援活動⁴、国際平和共同対処事態における協力支援活動⁵、武力攻撃事態又は存立危機事態における行動関連措置⁶、海賊対処行動⁷、機雷等の除去及び処理⁸、情報の収集のための活動⁹がこれに該当する。

なお、第6条1では、国連軍地位協定¹⁰に基づき、国連軍を構成する部隊として行動するイタリア軍の活動については、本協定の対象とはならないことが明記されている。これは、日本国内に部隊が配属されていないことや、一時的な立ち寄りの際の物品・役務の提供は専ら米軍が実施しており、ニーズがないことが主な理由とされる。

³ 後述の国連軍地位協定に基づく活動に係る規定（日伊ACS Aにおいては第6条1）は、米国及び同協定に署名していない相手国（インド及びドイツ）とのACS Aには置かれていない。また、インドとのACS Aは、提供される物品・役務の区分（後述）に「弾薬」が含まれない点で、他のACS Aと異なる。

⁴ 重要影響事態法第6条第1項、同条第2項及び第7条第8項、船舶検査活動法第5条第7項並びに自衛隊法第84条の5第1項第1号、同条同項第2号、同条第2項第1号及び同条同項第2号（後述の改正後）

⁵ 国際平和支援法第7条第1項、同条第2項及び第8条第8項、船舶検査活動法第5条第7項並びに自衛隊法第84条の5第1項第4号及び同条第2項第5号（同上）

⁶ 米軍等行動関連措置法第10条

⁷ 自衛隊法第100条の8第1項第2号及び第2項（後述の改正後）

⁸ 自衛隊法第100条の8第1項第4号及び第2項（同上）

⁹ 自衛隊法第100条の8第1項第7号及び第2項（同上）

¹⁰ 正式名称は「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」である。

(3) 提供される物品・役務

第2条では、本協定に基づき提供される物品・役務の区分が定められている。

本協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務、弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る具体的な物品又は役務については、付表（下表参照）により定められている。

なお、上記の各区分に「武器の提供」が含まれないことが明文で確認されている。

また、本協定に基づき提供される物品・役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならないこと（第3条1）や、本協定に基づき物品・役務を受領した締約国政府は、当該物品・役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意¹¹を得ないで、受領締約国政府の部隊以外の者に対して、当該物品・役務を移転してはならないこと（第3条2）が定められている。

表 付表の内容

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するものの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援 (基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務 (校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

（出所）外務省資料を基に筆者作成

¹¹ 第213回国会（2024年常会）で承認された日独ACSAの下での提供物品の第三国移転に同意する際の基準等について質された木原稔防衛大臣は、「仮に相手国政府から自衛隊が提供した物品を第三国に移転することにつき同意の要請があった場合には、そのときの状況を総合的に勘案して我が国政府として主体的に判断することになります。」と答弁した（第213回国会参議院本会議録第16号3頁（2024.5.8））。

(4) 決済手続等

本協定に基づく物品・役務の提供に係る決済手続は、第4条において定められている。

物品の提供に係る決済については、当該物品を返還することを原則としつつ、提供物品が消耗品である場合や提供締約国が満足できる状態・方法で返還することができない場合には、同種・同等・同量の物品を返還することとしている。さらに、これもできない場合には、提供締約国の指定する通貨により償還することとされている。

また、役務の提供に係る決済については、当該役務を提供する前に決済方法について両国政府で合意した上で、通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供により決済することとされている。

なお、本協定に基づく物品・役務の提供に係る細目等は、日伊両国の権限のある当局間において作成される手続取決めに定められることとされており、物品・役務の価格等もこの手続取決めに規定されることとなっている（第5条）。

3. 国内法との関係

ACS Aに基づく物品の提供は、貸付の対価を徴収しないという意味で、無償貸付が原則とされている。他方、自衛隊が保有し、ACS Aに基づき提供する物品は国の財産であるところ、このような国の財産の無償貸付には物品管理法や財政法上の制約があり、特別の法律の規定を要する。また、相手国側から提供された物品の決済手段として、物品を提供する場合も、法律の規定が必要となる。

また、役務の提供については、同様の制約はないものの、自衛隊の民主的統制の観点から、その根拠及び方法を法律上明確化しておくのが望ましいとされる¹²。

このため、2025年2月12日、本協定の国内担保法整備等を内容に含む「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（閣法第16号）が国会に提出されている¹³。なお、同法律案では、定型化しているACS Aの国内担保法を共通規定化し、本協定の国内担保法もこの共通規定で読み込むこととしている。

さくま あつし
(佐久間 慎・外交防衛委員会調査室)

¹² 田村重信編『新・防衛法制』（2018年、内外出版）534頁

¹³ 同法律案の内容については、本号掲載の拙稿「防衛省設置法等一部改正案」を参照されたい。